別記第10号様式（第12条関係）

　番　　　　　号

年　　月　　日

和歌山県知事　　　　　　　　様

　　住　　所

　　氏　　名

紀州材公共施設木造木質化モデル事業補助金交付決定前着手届

　　　　　年　　月　　日付け　第　　　　号で紀州材公共施設木造木質化モデル事業補助金の交付を申請した事業について、下記に掲げる条件を了承のうえ、別紙のとおり当該補助金の交付の決定前に着手したいので、紀州材公共施設木造木質化モデル事業補助金交付要綱第12条の規定により届け出ます。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業の種類 | 施設名 | 着手予定 | 備考 |
|  |  | 年　　月　　日 |  |

１　交付決定前に着手する理由

２　着手条件

（１）補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業主体が負担するものとする。

（２）補助金の不交付の決定又は補助金の交付の決定を受けた補助金額が交付申請額に満たない場合においても、異議がないこと。

（３）事業は、補助金の交付申請時の事業計画により実施するものとし、補助金の交付の決定を受けるまでの期間内に計画変更は行わないこと。